

公立大学法人前橋工科大学卒業生等 Outlook メールサービスに関する利用要項

令和6年5月24日制定

(目的)

第1条 公立大学法人前橋工科大学卒業生等 Outlook メールサービス(以下「本サービス」という。)は、大学法人前橋工科大学(以下「本法人」という。)並びに本法人の卒業生(以下「卒業生」という。)及び本法人の退職教職員(以下「退職教職員」という。)が人的ネットワークを構築するため、相互間における交流を促進し、支援することを目的とする。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスは、卒業生及び退職教職員に対して次のようなサービスを提供するものである。

- (1) 本法人と同一のドメイン名をメールアドレスとして卒業又は退職後も利用できる。
- (2) 本法人からのメールを配信する。
- (3) 同窓会からのメールを配信する。

(利用資格)

第3条 本サービスを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 卒業生
- (2) 退職教職員
- (3) その他、本学が認めた者

(遵守義務)

第4条 利用者は、本要項を遵守する義務を負うものとする。

2 本サービスは、日本マイクロソフト株式会社(以下「マイクロソフト社」という。)の Exchange Online 上に構成されているため、本要項のほかマイクロソフト社が提示する「Microsoft 使用条件」及び「Microsoft オンラインプライバシーに関する声明」に同意した上で利用するものとする。

3 マイクロソフト社の使用条件については、以下の URL を参照すること。

<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/product-licensing/products.aspx>

(利用者の要項受諾等)

第5条 利用者が本サービスにログインし利用したときは、本要項の内容を承諾したものとみなす。本要項が変更された後の利用についても同様とする。

(メールアドレス)

第6条 メールアドレスについては、本法人において在学又は在職中に使用していたものを卒業又は退職後も引き続き、使用できるものとする。

2 利用者が自己のメールアドレスやパスワードを紛失した場合においては、公立大学法人前橋工科大学事務局(以下「事務局」という。)の窓口において、卒業生又は退職教職員であることの確認を経た後、事務局から利用者に再発行するものとする。

3 利用者が遠方におり、本法人事務局の窓口まで来訪することが困難な場合は、前項の規定にかかわらず、本人確認書類の写し及び切手を貼付した返信用封筒を同封して、郵送により事務局に対して、再発行を申請することができる。

(利用料等)

第7条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、利用者が契約しているプロバイダーへの接続料、電話料金等については、利用者の負担とする。

(利用者の禁止行為)

第8条 利用者は、本サービスを利用する上で、次に掲げる行為をしてはならない。利用者がこれらの行為を行った場合においては、本法人は当該利用者に対し本サービスの利用を停止することができる。

- (1) 本サービスにおいて提供されるメールアドレスを利用し、本人であることを偽ったり、他人へ損害を与えたりする行為
- (2) 1通当たり 25 メガバイトを超えるメールメッセージを利用する行為
- (3) 本サービスにおいて提供されるメールアドレスを他人に利用させる行為
- (4) 営利目的、宗教活動、政治活動等のために利用する行為
- (5) 公序良俗又は一般常識に著しく反する行為
- (6) 他人の著作権、財産、プライバシー等を侵害する行為
- (7) 他人を誹謗中傷する行為
- (8) 本サービス及びインターネット上の各種サービスの運営を妨げる行為
- (9) 本法人の信頼を損なう行為（スパムメール（迷惑メール）の発信及びこれに準ずる行為を含む）
- (10) 法令に反する行為
- (11) その他本法人が不相当と判断する行為

(リスク、損害等)

第9条 本サービスにより発生し得るリスク等は、全て利用者が負うものとする。

2 前項に規定するリスクには、次に掲げるものを含む。

- (1) スパムメール及びウィルスに感染したメールに係るリスク
- (2) 利用者の設定ミスによるネットワーク通信量の異常増大等により発生する損害等（利用者の故意又は過失によるものを含む。）

3 スパムメール及びウィルスなどの配信に対しては、自己削除することを原則とする。

4 本サービスの利用により他人に損害を与えた場合においては、当該損害を与えた利用者の責任及び費用負担により解決するものとする。

5 本サービスの利用により本法人に損害を与えた場合においては、本法人は当該利用者に対し損害賠償等を求めることがある。

6 本サービスを利用することにより発生した利用者の損害に対しては、本法人は一切責任を負わない（メールサーバの障害等による電子メールの遅配、誤配、消失、損傷や送信の失敗等により発生する損害を含む。）ものとする。

7 本法人の都合により本サービスを廃止する場合に発生した損害については、本法人は一切責任を負わない。

(メールアドレスの変更及び登録解除)

第10条 利用者は、メールアドレスを変更することはできないものとする。

2 利用者が自己のメールアドレスを廃止する場合においては、事務局において、卒業生又は退職教職員であることの確認を経た後、廃止処理を行うものとする。

(守秘義務等)

第11条 本サービスの利用者の情報（電子メールの内容も含む。）に対し、本法人は守秘義務を負うものとする。ただし、万が一クラッカー等悪意のある第三者の行為により利用者の情報が流出した場合においては、本法人は一切責任を負わない。

2 前項に規定する利用者の情報には、電子メールの誤配（送信先の設定ミス等）により本法人が偶然にも知り得た情報も含む。

(特別の場合の情報開示)

第12条 本法人が犯罪的行為に結びつくと判断し、関係当局から書面等で情報の開示要求があった場合においては、当該情報を開示することができる。

(本サービスの一時停止及び中止)

第13条 本法人は、保守作業、停電、天災等の不可抗力その他の理由により本サービスの提供を停止することがある。

2 本法人は、諸般の事情により、何らの予告なしに、本サービスを一時的に停止し、又は将来に向かって中止することがある。

3 第1項に規定する本サービスの停止に関しては、原則として事前に周知するものとするが、緊急時又は不可抗力のときはこの限りでない。

4 前3項に規定する措置により利用者に不利益となる事態が発生した場合における利用者の損害に対しては、本法人は一切責任を負わない。

(所轄裁判所)

第14条 本サービスに係る係争問題が発生したとき、その所轄裁判所は前橋地方裁判所とする。

(要項の変更)

第15条 本法人は、利用者の承諾を得ることなく本要項を変更することができる。

(利用者に対する周知方法)

第16条 利用者への要項変更等の周知は、本サービスを利用した電子メールにて行うものとする

(本サービスの解除等)

第17条 利用者が次に掲げる事項に該当する場合においては、本法人の全責任は免責とし、当該利用者に係る本サービスの登録を解除する。

(1) 本要項を逸脱して利用した場合

(2) 本法人又は本法人のシステムに対し損害を与えた場合、又は与えるおそれのある場合

(3) 死亡又は本サービスを利用することが困難と本法人が判断した場合

(4) その他本法人が本サービスの利用を解除する必要があると判断した場合

附 則

この要項は、令和6年6月1日から施行する。